

指名停止措置業者情報

令和7年12月24日 公表

措置開始日	措置終了日	有資格業者名	本店所在地	登録区分	措置要件	措置事由
令和7年12月24日	令和8年6月23日	株式会社トーニチコン サルタント	東京都渋谷区本町1 丁目13番3号	建設コンサルタント	岸和田市指名競争入 札指名停止要綱第2 条第1項(別表第16 項第3号)	令和7年12月19日 付けで、公正取引委 員会から、独占禁止 法の規定に基づく排 除措置命令及び課徴 金納付命令を受け た。